

鳥取市園芸施設等復旧対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市園芸施設等復旧対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、自然災害により全半壊の被害を受けた園芸施設等の復旧を行い、園芸産地等の維持発展と本市特産物の生産振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、農林業施設等復旧対策事業費補助金交付要綱（令和6年2月6日付け第202300276090号鳥取県農林水産部長通知）第3条第1項に規定する復旧事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う農林業者、農業法人、生産組織又は農業協同組合（以下、「事業実施主体」という。）とする。ただし、本市に在住し、又は所在地を置くものに限る。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、鳥取県農林水産部長が指定した災害により損壊（別表1に規定する被災区分に該当する損壊に限る。）した施設園芸・特用林産物等ハウス、果樹棚、畜舎、堆肥舎その他の生産施設等の復旧に要する経費とする。

(補助金の額の算定)

第6条 本補助金は、補助対象経費又は別表2の第2欄の上限額のいずれか低い額から同表の第3欄に掲げる額を差し引いた額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を除く。）に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）で算定し、予算の範囲内で交付する。

2 事業実施主体は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助対象事業の実施にあたっては、県内事業者（同条例第2条第1項の「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。

3 パイプハウス等の農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入したときは、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう、園芸施設共済、又は民間の建物共済や損害補償保険等（天災に対する補償を必須とする。）に加入

するものとする。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 様式第1号

(2) 補助対象事業の着手の日その他事業の進捗の状況等が確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の時期等)

第8条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から34日以内に行うものとする。

(補助事業の着手等)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に定める着手届の提出を要しないものとする。

2 事業の内容が明確であり、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、事業実施主体は、交付決定前であっても、交付決定前着工（着手）届を提出することにより、着手することができるものとする。この場合において、交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失等は、事業実施主体の責任とする。

(承認を要しない変更)

第10条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

2 第8条の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告)

第11条 本補助金の実績報告は、本補助金の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。ただし、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の承認を受けたときは、その日から速やかに提出しなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第一号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第2号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第12条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の施設等

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月20日から施行し、令和4年3月31日付け第202100333050号鳥取県農林水産部長通知で定める災害発生日以降から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月23日から施行し、令和5年2月6日付け第202200263932号鳥取県農林水産部長通知で定める災害発生日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年6月2日から施行し、令和8年2月16日付け第202500276092号鳥取県農林水産部長通知で定める災害発生日から適用する。